

「大阪府豊能地域における事務の共同処理に関する協定書」の廃止に関する協定書

池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）は、大阪府から権限移譲を受けた事務等を共同して処理するため、地方自治法第252条の7第1項の規定により協議して「池田市箕面市豊能町能勢町における共同処理センターの共同設置に関する規約」を定め、平成23年10月1日から共同処理センターを共同設置することとした。

これに伴い、平成22年12月24日付けで関係市町が締結した「大阪府豊能地域における事務の共同処理に関する協定書」は、平成23年9月30日限りで廃止する。

この証として、本書を4通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年（2011年）9月29日

池田市城南一丁目1番1号

池田市

池田市長 倉田 薫

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市

箕面市長 倉田 哲郎

豊能郡豊能町余野414番地の1

豊能町

豊能町長 池田 勇夫

豊能郡能勢町宿野28番地

能勢町

能勢町長 中 和博